

連合神奈川・川崎地域連合
2022年度に向けた
政策・制度要求と提言

川崎市回答書

令和4年(2022年)1月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

経済・産業政策	1
雇用・労働政策	2
福祉・社会保障政策	4
社会インフラ政策	8
環境・エネルギー政策	10
教育・人権・平和政策	11
行財政政策	13

【経済・産業政策】

1. 地域活性化と持続可能な地域経済の発展、そして非常時における雇用の維持をめざし、特に中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定支援や、今後必要となる感染症対策等を含めた事業継続計画改定に向けて、技術的支援などをすすめること。

また、非常時に広範囲での対応が必要とされる避難計画策定にあたっては、自治体の施設を含んだ地域資源の活用ができるよう支援と連携をすすめること。

【回答：経済労働局 工業振興課】

「事業継続計画（BCP）」につきましては、川崎市事業承継・事業継続力強化支援補助金やセミナーの開催、専門家派遣等により、中小企業におけるBCP策定を支援しているところでございます。また、工業団体を中心とした地域連携BCPの策定支援についても進めているところでございます。今後とも、普及啓発や補助金等による支援を実施し、中小企業のBCP策定を促進してまいります

また、避難計画につきましては、防災に関する啓発事項を掲載した「備える。かわさき」等の冊子や、指定避難所や広域避難場所等を示した「防災マップ」等の各種ハザードマップの情報提供等により、中小企業の避難計画策定を支援しており、今後も引き続き取り組んでまいります。

2. I o T、ビックデータ、A I 等を活用したデジタル化の進展は、コロナ禍で顕在化した経済・社会・産業構造における課題解決のため、さらに加速していくと考えられることから、市内産業におけるデジタル化の実態把握をすすめ、今後必要とされるI T人材の育成強化、中小企業におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向け、研究開発など各種支援を推進させること。

【回答：経済労働局 工業振興課、労働雇用部】

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、企業を取り巻く操業環境は急激に変化し、オンラインによる取引機会の拡大などデジタル技術を活用した業務改善の必要性が今後、ますます高まることから、デジタル化の推進やICT活用などの設備投資を促進し、高付加価値化と業務効率化を図り、生産性を向上させることが重要であると考えております。

本市におきましては、ICTの活用や先端設備等の導入を支援するための補助事業等を実施しており、今後、デジタル化に対する意識や関心を高める取組も行い、市内中小企業の競争力強化を図るとともに、市内中小事業者等の経営者又はその従業員の技術、技能又は知識の習得を図る取組に対する補助などを通じて、人材の育成強化にも取り組んでまいりたいと存じます。

3. 市内の企業等による、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出・吸収量の差し引きゼロ）をめざすため、今後必要とされる蓄電池開発や量産技術の確立など、産官学関係機関が一体となり、人材育成や設備投資への支援をすすめること。

【回答：経済労働局 国際経済推進室、環境局地球環境推進室】

カーボンニュートラル社会の実現に向け、本市では、産学官の様々な主体と連携しながら、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」や「川崎国際環境技術展」等を通じ環境ビジネスのマッチングを促進させ、市内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用しながら環境産業の活性化や脱炭素に資する環境技術のイノベーション創出に向けた支援を行っております。

また、設備投資への支援としましては、市内中小規模事業者の太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、照明設備、空調設備等を省エネルギー型の設備に更新する事業に対し、補助金を交付する「市内事業者エコ化支援補助金」を実施しております。

今後も、こうした取組によりネットワークの活性化や設備投資への支援を進めることで、カーボンニュートラルに取り組む企業に向けた支援に取り組んでまいります。

【雇用・労働政策】

4. 妊娠・出産や育児をしながらすべての県民・市民が就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底をはかること。特に、市内企業における長時間労働の削減とあわせ、仕事と家庭の両立支援制度等、施策の充実をはかること。

また今後の課題とされる、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

川崎市男女共同参画センターでは、市民との協働事業として市民活動団体と連携してダブルケアをはじめとしたケアの当事者向けの講座を実施するなど、ダブルケアについて話せてつながる場づくりや、情報収集・情報発信などを行っているところです。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市といたしましては、制度の周知を図り、理解を深めていただくことがワークライフバランスの実現にとって重要であると考えておりますので、「かわさき労働情報」を活用した周知をはじめ、従業員の育児・介護の両立をテーマにしたセミナーを開催するなど、情報発信に努めているところでございます。今後も引き続き、事業者・労働者向け情報誌を活用した周知をはじめ、セミナーや個別相談会等の開催を通じて、ワークライフバランス実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと存じます。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

1 ダブルケアについて

本市では、区役所地域みまもり支援センターや各分野の相談支援機関が、ダブルケアなどの複合課題を抱えた家族の状況に応じて、子育てや介護に関するサービスの利用につなげる等、連携しながら相談に応じています。

また、特別養護老人ホームの入居判定に際しては、本人の要介護度や認知症症状のほか、介護者が育児中や複数介護、就労等を理由に十分な介護ができていない状況にある方に対して加点をするなど、川崎市特別養護老人ホーム入退去指針に基づき一定の配慮を行っています。

情報提供・周知については、介護保険制度や高齢者福祉等の取組をわかりやすくまとめた「高齢者福祉のしおり」をはじめ、「第8期かわさきいきいき長寿プラン」を各区役所等で配布するなど、広く周知しており、今後も効果的な情報提供や広報に努めます。

2 ワーク・ライフ・バランスについて

育児をはじめとする様々な事業を持つ方のワーク・ライフ・バランスの向上等に向けて、その方々の働く環境の整備と意識改革、そして多様な働き方を推進していく必要があると認識しております。

【回答：こども未来局 企画課】

本市では、平成30年度からの4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開しております。

本プランに基づき、「かわさき子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育て応援ナビ」（市ホームページ）、本年3月にリニューアルした子育てアプリ等により、子育ての各種制度や事業、施設などの情報提供を効果的に行い、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでまいります。

なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

5. 雇用、福祉、教育の各行政機関が連携し、障がい者雇用の促進と、安心して働き続けることのできる就労環境を構築するため、ハローワークを核とした地域ネットワークの充実と、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を推進すること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対して、各種情報提供をはじめとする支援策について、川崎市障害者地域就労援助センターが中心となり推進すること。

【回答：健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課】

障害のある方が安心して安定的に働き続けることができる就労関係の構築に向けて、ハローワーク、神奈川県、企業応援センターかわさき、障害者地域就労援助センター等と連携し、障害者雇用に関する勉強会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を定期的を開催しているところでございます。具体的には、既に雇用している会社による講義、就労移行支援事業所の見学、合理的配慮のヒントとなるパターン・ランゲージの体験セミナーなどを中心に実施しています。

特別支援学校等の教育に関する機関とは、生徒と保護者を対象とした就労支援セミナーを関係機関と連携しながら毎年開催しており、障害者地域就労援助センターの利用方法の紹介等、就労後も安心して働けるように取り組んでいるところでございます。

また、障害者雇用が進まない中小企業に対する各種支援の推進につきましては、企業応援センターかわさきによる情報提供や相談支援、コンサルティングをはじめとする企業支援を行うとともに、障害者の雇用後においては、障害者地域就労援助センター等による職場定着支援を実施しているところでございます。

今後におきましても、企業やハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携を図りながら、障害者雇用の促進に努めてまいります。

6. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「教員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。

特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」の客観的把握をすすめ、教育施策の見直しや学校の裁量による業務削減の推進と、各種支援員の増員をはかること。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

本市では、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき取組を推進しております。平成31年4月からICカードにより教員の在校等時間を把握しているところです。業務の役割分担・適正化を着実にいき、学校における業務改善を支援するとともに、学校を支える専門スタッフの効果的な配置を今後も継続してまいります。

【福祉・社会保障政策】

7. 新型コロナウイルス感染症対策の検証と、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を意識し、「地域医療構想」の再検討をするとともに、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

【回答：健康福祉局 保健医療政策室、保健企画担当】

これまで、神奈川県地域医療構想において、今後、療養病床を含む回復期及び慢性期病床の不足が見込まれていることから、過剰が見込まれる急性期機能から不足が見込まれる回復期・慢性期機能への病床転換に向けて、取組を推進してきたところですが、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、本市におきましても、高度急性期や急性期病床のあり方について適切な時期に検証を行った上で、2025年に向けた病床数の必要量等を議論していく必要があると考えております。

保健所については、相談体制等の民間活用や疫学調査等の補助に当たる人員の増強など体制強化を図るとともに、適時、状況に応じて他部署からの職員の応援体制を構築してきたところであり、今後も、引き続き、地域の保健医療関係団体の協力をいただきながら、保健医療体制の構築を進めてまいります。

8. 感染症拡大による介護サービスの受入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクや、クラスターの発生・感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることから、これまでの感染症対策について検証をすすめ、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、支援の充実をはかること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

新型コロナウイルスの感染拡大期においても、介護サービスをはじめとする保健福祉サービスは、重要な社会インフラであり、高齢者等の生命と生活を維持するためには、必要な業務が継続されることが必要であることから、本市は、介護施設・事業所に対し、十分な感染防止対策を前提として、必要な各種サービスを、継続的かつ着実に提供するよう要請しているところです。

また、介護施設・事業所に対して、感染予防・感染拡大防止に必要な衛生用品等の供給を必要に応じて行うほか、感染が発生、拡大した場合等の緊急時において、サービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする補助金の交付を実施してまいります。

9. 安心して生活することができる社会をめざし、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築するため、医療・介護・保育人材の確保にあたっては、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き働き甲斐をもち、働き続けることのできる魅力ある職場をめざした各種施策の拡充をはかること。

【回答：健康福祉局医療政策室、高齢者事業推進課】

医療現場における勤務環境改善に向けては、神奈川県において、平成27年に県医療勤務環境改善支援センターが設置され、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料で行っているところをごさいます。本市といたしましては、引き続き県及び関係機関と連携しながら、安心して業務に従事できる勤務環境の構築に取り組んでまいります。

なお、離職防止や再就業支援に向けた取組として、看護師等修学資金制度で貸与を受けた者が一定期間、市内の医療機関等に勤務した場合の返済免除の実施や、医療機関に設置

する院内保育所に対する運営支援、及び川崎市看護協会がナーシングセンターにおいて実施する各種相談・研修事業の支援等を行っております。

介護人材確保につきましては、啓発イベントでの「人材の呼び込み」や就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」及び総合研修センターにおける研修などの「キャリアアップ支援」や「介護人材マッチング・定着支援事業」に加え、外国人介護人材の定着などの支援について、「川崎市国際介護人材サポートセンター」における各種研修を進めるなど、人材確保や各種施策の推進等に努めてまいります。

【回答：こども未来局 保育第1課、保育指導・人材育成担当、保育対策課】

保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、平成30年度から、国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、市独自の加算を創設し、令和2年度から、独自加算をさらに増額し、施設間の均衡が図られるよう努めているところです。

さらに、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舎借上げ支援事業やICT化推進事業などを実施し、間接的ではありますが、働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めており、引き続き取組を進めてまいります。

また、キャリアアップの支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、保育エキスパート等研修として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいるところです。

保育職場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士試験対策講座などを実施し、コロナ禍における情勢も見極めながら、感染症対策やWebを活用した手法も導入しつつ、人材確保に取り組んでいるところです。

今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市といたしましては、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備することは、大変重要と考えており、市内中小企業の働き方改革・生産性向上の推進や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む市内中小企業の支援などを通じ、労働条件や職場環境の改善に取り組んできたところでございます。

今後とも、関係団体と連携を図りつつ、市内企業の働きやすい環境づくりの支援に取り組んでまいります。

10. 引き続き社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、関連施設の増強や、必要な方が利用しやすい施策の充実をはかること。

また、子どもの命と健康を守るため、子ども・子育て支援新制度の更なる充実をはかり、子育て世帯への負担軽減となる施策を推進すること。

【回答：こども未来局 企画課】

核家族化や少子化が進行する中、育児不安を軽減し、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備していくことは、大変重要なことと考えております。

本市では、平成30年度からの4年間を計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開しております。

また、本プランの第6章（川崎市子ども・子育て支援事業計画）については、就学前児童数の実績値や保育ニーズの高まり等、最新の社会情勢の変化を踏まえ、令和2年2月に計画値の見直しを行ったところでございます。

なお、令和4年度から7年度までを計画期間とする第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和3年度中に策定する予定でございますので、当該プランに基づき、引き続き、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

11. 昨今社会問題となっている貧困問題の対応の一つとして、未利用の食料品を地域資源として有効活用するため、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」「子ども食堂」さらには「生理の貧困」など、地域におけるネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充実をはかること。

【回答：環境局 減量推進課】

地元のフードバンクと連携し、各家庭で使いきれない未利用食品を回収する「フードドライブ」を市内7個所で常設しているほか、月例の各区ごみ相談窓口やイベントでも食品回収を行っています。

【回答：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

本市では、各区役所保護課、だいJOBセンター、ホームレス巡回相談、学習支援事業受託事業者を通して、「フードバンクかながわ」から提供を受けた食品を必要に応じて生活困窮者に配布しております。

今後につきましても、生活困窮者の自立支援に向けて、引き続き各団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

【回答：こども未来局 青少年支援室】

本市では、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施しており、その補助金交付団体には、子ども食堂を実施している団体も含まれております。

今後も引き続き、関係局区と連携しながら、地域で活動する団体に対して必要な支援を行ってまいりたいと存じます。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

コロナ禍による影響が長期化する中で、不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復できるよう、川崎市男女共同参画センター、区役所、ハローワーク、社会福祉協議会などで生理用品を配布し、併せて相談先の一覧を配布するなど、支援の充実を図ってまいります。

【社会インフラ政策】

12. 大規模災害発生時における、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、地域に確実に伝わる取り組みを強化すること。また、AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。

【回答：総務企画局 危機管理室】

令和3年度に稼働を開始した、新たな総合防災情報システムは、これまでの災害対応によって得られた経験を基に構築しており、災害情報の収集につきましては、システムのクラウド化により、職員が災害現場や避難所からモバイル端末による情報入力を行えるようにするとともに、気象庁が配信する雨雲レーダー、大雨警報の危険度分布等の気象情報や、国、県、市それぞれで運用する河川カメラ、雨量計、水位計の情報等を集約し、これらをハザードマップと地図上で重ねて表示することによって、災害対策本部において的確な判断につなげることができるよう改善を図ったところです。

また、災害情報の提供につきましては、本年4月にリニューアルした防災アプリ及び防災ポータルサイトにおいて、3クリック以内に必要な情報にたどり着けるよう掲載内容を見直したことに加え、ハザードマップや、これまで町丁目名のみであった避難指示等の発令地域を地図情報で表示することにより、住所やGPS情報から災害リスクを確認しやすくしたことにより、地域への災害情報の提供を強化したところです。

さらに、AIの活用等につきましては、SNSへの投稿情報を自動分析し、システムに取り込む機能を実装し、より多くの情報を収集できるようにしたところですが、今後につきましても、最新技術情報等を収集しながら、最適な手段の検討を進めることにより、大規模災害発生時の被害軽減に努めてまいります。

13. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、すべての生活者に必要な交通の維持・確保に対する各種支援施策の充実と体制強化をはかること。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

本市における地域公共交通につきましては、令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスを中心とし、地域特性に応じた多様な主体との連携により地域公共交通ネットワークを形成に向け取り組んでいるところでございます。

昨今では、自動車運転業務の人手不足が年々深刻化しており、公共交通サービスの維持・確保の厳しさが増している中、将来的な人口減少の到来や、高齢化の進展などの観点から、持続可能なまちづくりに向けた取組がより一層重要となっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、交通事業者や市民等の地域関係者と連携し、持続可能な地域交通環境の向上を目指すための取組を推進してまいります。

14. 地域公共交通計画など都市づくりに係る計画の策定・実施にあたっては、平常時・非常時と、重要なライフラインを担う物流の社会的役割と重要性を踏まえた施策が重要である。

特に都市部のインフラ整備については、物流の効率化のため共同配送拠点や、荷捌き駐車場の整備など、地域の物流事業者や住民など関係箇所と連携した施策の推進をはかること。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

荷さばき駐車場の整備などにつきましては、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、一定規模以上の施設に対する荷さばき駐車場設置の義務付けにより、交通環境の向上に取り組んでいるところです。

また、歩行者量・商業店舗数・荷さばき車等が市内ではひとときわ多い川崎駅周辺においては、3箇所の公共荷さばき場を整備するとともに、昨年度策定を行った川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づき、荷さばき車等の駐車施設の確保に向けた取組や路上駐停車対策等について、関係する団体などと連携を図りながら取組を推進しております。

今後も引き続き、関係者等と連携を図りながら、交通環境の向上に向けた取組を推進してまいります。

15. 「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化と必要な支援をはかること。

また、改正健康増進法において、配慮義務が必要とされる路上等の施設外での受動喫煙防止対策について、引き続き安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

【回答：健康福祉局 健康増進課】

望まない受動喫煙の防止を図るため、関係各所にホームページやチラシを用いた広報を実施するとともに、飲食店等に対して戸別訪問を実施し、制度内容の周知に加えて、屋外に喫煙場所を設置する際の配慮義務についても普及啓発を図ってまいります。

また、健康増進法では、路上等といった屋外の受動喫煙について規制されていませんが、屋外で喫煙する際や喫煙場所を設置する際は周囲の状況に配慮しなければならないことになっていますので、引き続き、飲食店等を訪問する際に屋外で喫煙する際等の配慮事項について、路上喫煙の防止を所管する関係部署と連携して普及啓発を図るなど、「望まない受動喫煙」をなくす取組を進めていくとともに、たばこを吸うことによる健康被害についても子どもをはじめとした市民の方に周知してまいります。

【環境・エネルギー政策】

16. 国における 2050 年カーボンニュートラルの宣言によって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正がすすめられている。そこで地方自治体における環境に関する計画の見直しにあたっては、行政と民間企業等との連携をすすめ、環境技術開発への支援を拡充すること。

また、市内企業において、実施・計画されている地球温暖化対策に有効な取り組みについて、各種支援と市内外へ展開するための情報発信をすすめること。

【回答：環境局 地域環境推進室】

本市においては、令和 2 年 1 1 月に策定した「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」において、グリーンイノベーションの推進を取組の柱の一つとしており、産官学民の連携によって環境改善に取り組む「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じた、環境分野におけるイノベーションの促進によるビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民による持続的な環境産業の発展等に向けた取組や、かわさき新産業創造センター (KBIC) をはじめとするインキュベーション施設や起業家支援のワンストップ拠点 (K-NIC) を活用した成長支援等を行っており、今後も、環境分野等の技術開発を行う企業に向けた支援に取り組んでまいります。

また、市内事業者の優れた環境技術を認定・認証する「低 CO2 川崎ブランド」、「川崎メカニズム認証制度」により、環境に配慮した製品・サービスの開発と浸透の促進に向けた情報発信に取り組んできたところですが、今後も引き続き、こうした優れた環境技術が普及促進されるよう情報発信に取り組んでまいります。

17. 市民および事業者の地球温暖化などに関する環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動をすすめること。

また、オフィスなど事業所における省エネルギー対策の支援や、家庭で省エネ性能に優れた家電製品への買替促進・住まいの省エネ改修への補助制度の充実をはかること。

【回答：健康福祉局 地域環境推進室】

本市では、高津市民館内の地球温暖化防止活動推進センター「CC かわさき交流コーナー」を情報発信の拠点として市民および事業者への地球温暖化防止対策の普及啓発を進めているほか、「地球温暖化防止活動推進員」による小学校等での出前講座や、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境啓発施設の活用など様々な広報・啓発活動を実施しているところです。

今後も、脱炭素に向けた施設の活用や出前授業などを通じて、市民一人ひとりが実践できる具体的な温暖化対策が明確に伝わるよう、情報発信を進めてまいります。

また、中小規模事業者向けの支援として、専門知識を有するエネルギー管理士等による省エネ診断や補助制度を実施するとともに、市民向けの支援として、住宅用の創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入の補助制度を実施しているほか、九都県市が連携して、「省エネ家電買替キャンペーン」を実施し、省エネ性能に優れた家電製品への買替を促進しているところです。

今後も、社会状況の変化、環境配慮技術の開発動向等を踏まえながら、補助制度の見直しを検討するとともに、環境配慮機器の普及拡大に取り組んでまいります。

18. 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進に向けて、市民及び事業者に対して、改めて廃棄物の発生抑制および各種リサイクル制度の周知と「食品の取引慣行の見直し」議論を踏まえた啓発に取り組むこと。

【回答：環境局 減量推進課】

食品ロス削減について、ホームページやリーフレット、イベント等により、引き続き広く市民や事業者へ周知・啓発を行なってまいります。

さらに、事業者に対しても、問合せ対応、ヒアリングや立入検査時等に、食品ロスの削減や各種リサイクル制度等についてさらなる周知・啓発を行ってまいります。

【教育・人権・平和政策】

19. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。

また、今後進められる少人数学級の実現に向けて、加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増となるよう教員の確保、学校施設整備などを計画的に推進し、誰一人取り残すことなく、すべての可能性を引き出す教育を実現すること。

【回答：教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター】

スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校に各校1名配置し、学校のニーズに応じて、子どもが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。令和3年12月より、全市立高等学校各校に各校1名のスクールカウンセラーを配置する方向性も決定しており、今後につきましても、相談活動充実のための人的配置を検討してまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

スクールソーシャルワーカーにつきまして、本市では、区役所内の区・教育担当に配置することにより、行政区の中で教育と保健、福祉部門等が緊密に連携しながら、その専門的知見とネットワークを生かした支援を行っております。

今後、学校の相談体制及び子どもたちの相談環境がより一層充実するよう、要請派遣に加え学校への巡回派遣による支援の充実を図ってまいります。

【回答：教育委員会事務局 指導課】

児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援にあたるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。

今後も、一人ひとりの学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

【回答：教育委員会事務局 教職員企画課】

この度、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられたところでございますので、本市といたしましては、まずは、小学校における必要な教員及び教室の確保に向けて取組を進め、計画的に35人以下学級を推進してまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育環境整備推進室】

児童数の推移の予測を基に、学校や地域の状況も勘案しながら、校舎の増築等の計画的な学校施設整備を進めてまいります。

20. 外国にルーツを持つ市民と児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報をより多くの言語（多言語）、および、いわゆる「やさしい日本語」で保護者へ伝えること。

あわせて日本語教育および母語・母文化教育の支援をするため、通訳等の充実、地域で活動するNPO等との協働に取り組むこと。

【回答：市民文化局 多文化共生推進課】

本市では、「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、外国にルーツを持つ市民への多言語広報を行っていますが、2021年3月に「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を定め、多言語化と併せてやさしい日本語の活用を図っています。

また、川崎市国際交流センターにおいて、日本語講座や教育委員会と連携した「外国につながる子どもの寺子屋」及び「多文化共生ふれあい事業」を実施し、外国人市民の講師を派遣するなど、外国につながる児童を対象に、日本語学習や教科学習の支援を行っております。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

外国人の就学に向けた取組につきましては、外国籍の子どもがいる世帯等に対し、市立小中学校への入学ができること等をお知らせするため、多言語による就学案内（10か国語）や就学ハンドブック（9か国語）を作成し、住民基本台帳をもとに対象の世帯に送付する等、情報提供に努めているところです。

また、外国につながるのがある児童生徒の支援及び保護者とのコミュニケーションを支援するため、希望する全ての学校及び関連機関に通訳機を配置するとともに、進路指導や教育相談等の通訳機では対応が困難な場合については、通訳翻訳支援の委託化を行い、全市立学校を対象に通訳派遣を実施するなどして、支援の充実に努めております。

今後とも、公益財団法人川崎市国際交流協会や地域で活動するNPO等とも連携を図りながら、外国につながるのがある児童生徒への支援を推進してまいります。

21. 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女平等参画に関する条例・計画の実効性を検証すること。あわせて、男女平等に関する各種施策の進捗状況を把握し、市民への周知と、必要な施策の改善などについて取り組みをすすめること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

川崎市では平成13(2001)年に、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権侵害を受けることなく、自立して、ともに働き、学び、生活することができる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」を創造していくため、「男女平等かわさき条例」を制定しました。

また、平成16(2004)年にこの条例に基づき、「川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、総合的かつ計画的な男女平等施策の推進に取り組んでいます。

なお、各施策の進捗状況につきましては、年次報告書としてまとめ、市のホームページで公表しております。

【行財政政策】

22. 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、行政と地域の連携により引き続き消費者被害の未然・拡大防止につとめるとともに相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け、社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動について普及・啓発をはかること。さらに中高生等若年層に対しては、消費者被害から自らを守ることはもちろんのこと、知識や社会経験の乏しさから消費者問題に係る犯罪の加害者とならないよう、学校への出前講座などを活用した消費者教育を推進すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

本市では、高齢者や若者の消費生活トラブルへの対応につきましては、通常の相談体制とは別に、関東甲信越ブロックの自治体等による共同キャンペーンの一環として、高齢者や若者からの相談を集中的に受け付ける、「高齢者被害特別相談」及び「若者被害特別相談」をそれぞれ実施し、被害の未然防止・拡大防止と救済に努めております。

また、消費者教育推進法において、「消費者市民社会」の構築のため、消費者は、一人ひとりの消費行動が、将来にわたり、経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを考え、公正かつ持続可能な社会を形成に取り組んでいくとしておりますので、本市としても法の趣旨に基づき、消費者教育を進めていくとともに、消費者市民社会の実現につながるエシカル消費の考え方や具体的な取組事例の普及啓発に取り組んでまいります。

23. 制度が導入され1年が経過した「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働きかけること。

【回答：総務企画局 人事課】

会計年度任用職員の処遇につきましては、これまでの臨時・非常勤職員としての勤務条件も勘案しつつ、「地方公務員法・地方自治法の一部を改正する法律」による法改正の趣旨を踏まえ、常勤職員との権衡を考慮して設定し、一定の改善が図られたところでございます。

今後につきましても、任用実態や国及び他都市の動向等を踏まえ、勤務条件等の検討に努めてまいります。

以上